住み慣れた地域で安心して暮らすために
これだけは知っておきたい

# 介護保険

## ガイドブック

公益社団法人
かながわ福祉サービス振興会

# 自分にあった介護サービスを利用するために

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指して、いつまでも自立した生活を送れるように支援するものです。
その基本理念は、「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択（自己決定）」に　あります。高齢者が今までと同じように、自分らしい生活を送ることができるよう、自立した生活を積極的に支援することにあります。そして、利用者が自分にあったサービスを選択するという考え方を基本としています。

そのためには、

①利用者として、「介護保険のしくみ」と「利用できる介護サービス」のあらましを知っておくこと。つまり、一定の「知識」をもつこと。

②また、介護サービスを選択できるだけの情報と、その情報をだれもが入手・利用できる環境が整っていること。

③介護保険は複雑で、その内容を理解することは困難なため、介護について気軽に相談できる、身近な相談窓口があること。

の3つの条件が必要です。

本ガイドブックは、①「介護保険とその利用方法について基本的な知識」を提供するとともに、②介護サービスを選択するための仕組みである「介護サービス情報の公表」制度、および　神奈川県における介護情報の総合インターネットサイト「介護情報サービスかながわ」の活用と、③介護に関する地域のあんしん相談窓口「地域包括支援センター」を積極的にご利用いただくために、とりまとめたものです。

一日一日を充実したものにしていただくためにも、ぜひ本ガイドブックをご活用ください。

# 目　次


介護保険のしくみと加入者　P4
- ★　住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らす。

介護サービス利用の流れ　P6
- ★　介護保険サービスの利用には申請が必要です。
- ★　介護（介護予防）サービス利用の手順

地域のあんしん相談窓口「地域包括支援センター」　P10
- ★　地域包括支援センターを利用しましょう！
- ★　地域包括支援センター　Q&A

ケアプランは介護サービスの基本設計図　P18
- ★　サービス利用の前に、ケアプランを作成しましょう！

適切な介護サービスを知る、くらべる、選ぶ。　P20
- ★　「介護情報サービスかながわ」を活用しましょう！
- ★　どんな介護事業所か知りたい・・・

利用できるサービス　P24
- ★　自宅で生活しながら受けるサービス
- ★　施設で生活しながら受けるサービス
- ★　生活環境を整えるサービス

地域支援事業　P31
- ★　介護が必要とならないように・・・

# 住み慣れた地域で自分らしく、

介護保険は、市町村が運営し、40歳以上の方が加入します。
地域包括支援センターが中核となり、高齢者の暮らしを地域ぐるみで支える制度です。

## 65歳以上の方
### （第1号被保険者）

- 市町村に介護が必要であると「要介護認定」を受けた場合に介護サービスを受けることができます。
- 介護が必要となった原因は問われません。

●支援

●相談

## 加入者
### （被保険者）

年齢で2つの
被保険者に
分かれます。

●相談

●ケアプラン作成依頼

●ケアプラン作成
●支援

## 医療保険に加入している40～64歳の方（第2号被保険者）

- 国が指定した加齢による心身の変化に起因する16種類の**特定疾病※**が原因で「要介護認定」を受けた場合に、サービスを利用できます。
- 交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。

●介護サービスの利用

●費用の1割を支払う

### ※特定疾病とは？

介護保険の対象となる病気には、加齢による心身の変化に起因すると考えられる右記の16種類が指定されています。

- 末期がん
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

# 安心して暮らす。

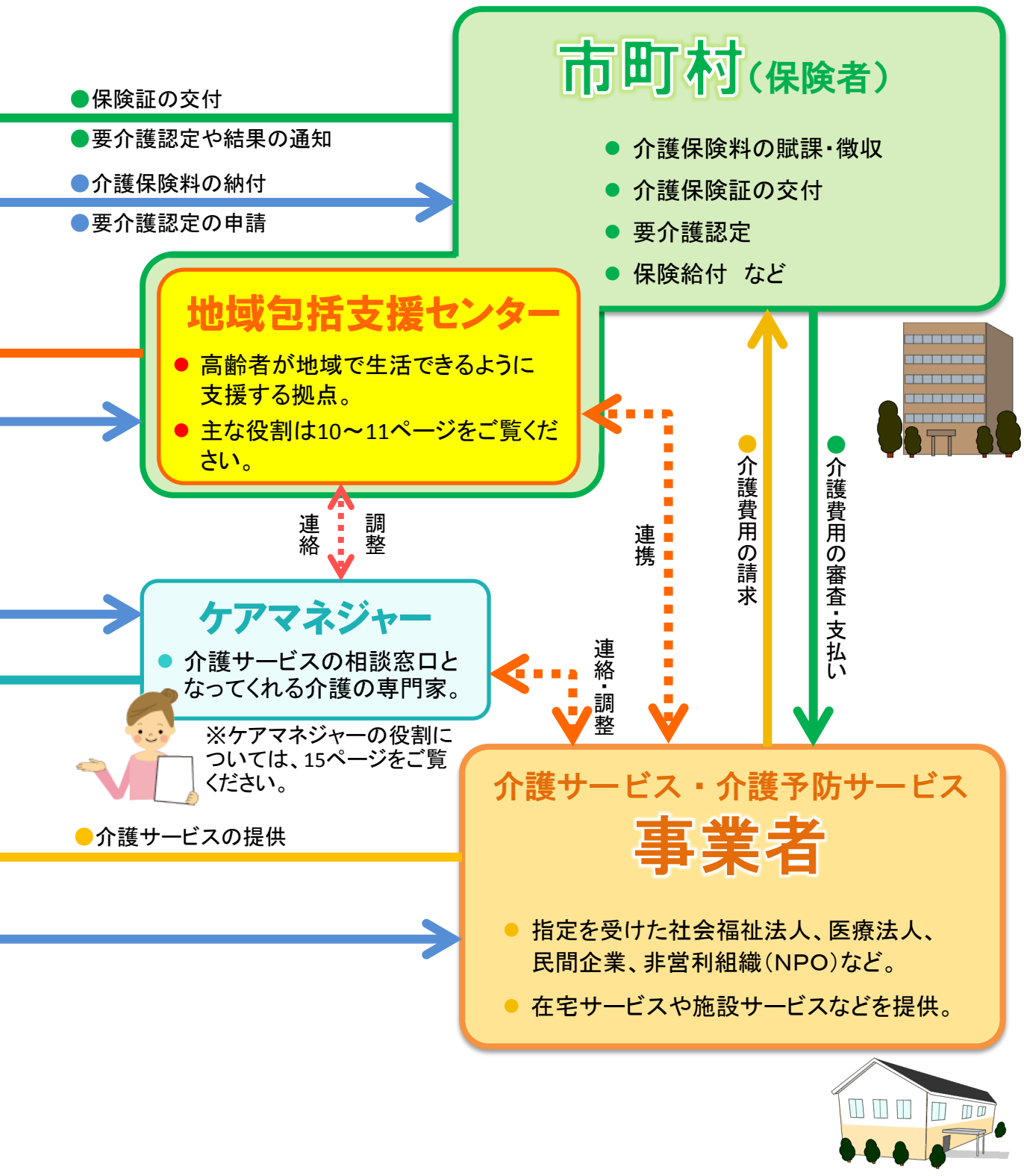
●保険証の交付
●要介護認定や結果の通知
●介護保険料の納付
●要介護認定の申請
市町村（保険者）
● 介護保険料の賦課・徴収
● 介護保険証の交付
● 要介護認定
● 保険給付　など
地域包括支援センター
● 高齢者が地域で生活できるように支援する拠点。
● 主な役割は10～11ページをご覧ください。
連絡
調整
連携
●介護費用の請求
●介護費用の審査・支払い
ケアマネジャー
● 介護サービスの相談窓口となってくれる介護の専門家。
連絡・調整
※ケアマネジャーの役割については、15ページをご覧ください。
●介護サービスの提供
介護サービス・介護予防サービス
事業者
● 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織（NPO）など。
● 在宅サービスや施設サービスなどを提供。

# 介護保険サービスの利用には、

介護保険を利用するには、お住まいの市町村に申請し、「要介護認定」を受ける必要があります。「要介護認定」とは、どのくらいの介護サービスが必要か、などを判断するための認定です。

## ①要介護認定の申請

本人や家族が、お住まいの市町村の窓口（高齢福祉課、介護保険課など）、またはお近くの「地域包括支援センター※」へ申請します。

※地域包括支援センターについては、
10～13ページをご覧ください。

### 申請に必要なもの

- 申請書（市町村の窓口にあります）
- 介護保険の保険証
- かかりつけの医療機関名、医師名を確認しておきましょう。
- 40歳～64歳の方は、加入している医療保険（健康保険）の保険証が必要です。

## ② 要介護認定

申請をすると、訪問調査の後に審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い（要介護度）が決まります。

### ● 訪問調査

訪問調査員が自宅などを訪問し、心身の状態や日常生活の状況等について本人や家族から聞き取りを行います。

### ● 主治医の意見書

申請時に指定した主治医により意見書が作成されます。

### ● 審査・判定・認定

訪問調査の結果や主治医の意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会が、どのくらい介護が必要かなどを審査・判定します。

# 申請が必要です。

## ③結果の通知

- 申請から原則30日以内に認定結果通知と介護保険証が届きます。
- 要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが異なります。

| | |
|---|---|
| 要支援1<br>要支援2 | **介護予防サービス**<br>を利用できます |
| 要介護1<br>要介護2<br>要介護3<br>要介護4<br>要介護5 | **介護サービス**<br>（在宅サービスまたは施設サービス）<br>を利用できます |
| 非該当（自立） | **地域支援事業**※<br>を利用できます |

※ 地域支援事業については、27ページをご覧ください。

## ④ケアプランの作成

居宅介護支援事業者や地域包括支援センター、介護保険施設と契約し、利用者本人の意向などをもとに、ケアプラン（どんなサービスをどのくらい利用するかの計画書）を作成します。

## ⑤サービスを利用する

サービスを提供する事業者と契約し、ケアプランに基づいてサービスを利用します。
利用にあたっては、介護保険費用の1割と居住費・食費などが自己負担（実費）となります。

## ⑥要介護認定の更新手続き

要介護認定には有効期限があります。継続してサービスを利用するには、有効期限前に更新手続きをする必要があります。

# 介護（介護予防）サービス利用

## 要支援1・2の方

### 地域包括支援センターに連絡し、相談します。

- お住まいのエリアの「地域包括支援センター」に連絡し、相談します。

※「地域包括支援センター」については、10～13ページをご覧ください。

### 職員に要望を伝えます。

- 家族や地域包括支援センターの職員に今後のどのような生活を希望するかを伝え、話し合いましょう。

## 要介護1～5の方

### 自宅で暮らしながらサービスを利用したい

### 居宅介護支援事業者を選び、連絡します。

- 「介護情報サービスかながわ」などで、利用したい居宅介護支援事業者を選び、連絡します。
- ケアプラン作成の契約を結び、担当のケアマネジャーが決まります。
- よくわからないときは、お住まいのエリアの「地域包括支援センター」で相談しましょう。

### 介護保険施設に入所したい

### 施設を選び、連絡します。

- 入所したい施設情報を「地域包括支援センター」に相談したり、「介護情報サービスかながわ」で入手します。
- 希望する施設で、サービス内容や契約内容の説明を受けます。

## 契約書や重要事項説明書の確認ポイント！

**事業者と契約するときはこんなポイントを確認しましょう！**

- ✔ サービスの種類と内容がきちんと記載されているか？
- ✔ サービス内容や提供記録を利用者に説明したり、提供することが記載されているか？
- ✔ 契約期間が記載されているか？
- ✔ 利用者負担金が明記されているか？
- ✔ 利用者の都合でキャンセルした場合の料金はどうなっているか？

# の手順

## 介護予防ケアプランを作成します。

- 地域包括支援センターの職員と相談しながら、どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書（介護予防ケアプラン）を作成します。

## 事業者と契約し、介護予防サービスを利用します。

- 契約書、重要事項説明書などでサービス内容などの契約内容を確認したうえで、事業者ごとに個別の契約を結び、サービスを利用します。

## ケアプランを作成します。

- どんなサービスが必要かについて、担当のケアマネジャーと相談し、どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書（介護ケアプラン）を作成します。
- ケアマネジャーが作成したケアプランを確認します。

## 事業者と契約し、サービスを利用します。

- 個別に、サービス事業者と契約します。契約にあたっては、契約書、重要事項説明書などでサービス内容、料金などをよく確認しましょう。
- ケアプランに沿って介護サービスを利用します。

## 入所申込みをします。

- 入所を申し込みます。
- 入所前に見学したり、サービス内容や利用料などについてよく検討したうえで申し込みましょう。
- 平成２７年４月より、介護老人福祉施設への新規入所者は、原則要介護度３以上の高齢者です。

## 入所施設と契約し、サービスを利用します。

- サービス事業者（入所施設）と契約します。契約にあたっては、契約書、重要事項説明書などでサービス内容、料金などをよく確認しましょう。
- 施設のケアマネジャーと施設サービス計画を作成します。
- 施設サービス計画に沿って介護サービスを利用します。

**契約書等はよく読み、不明なところは説明を求めて確認しましょう！**

- 利用者は、一定の予告期間をもって解約ができることになっているか？
- 利用者がサービス料金を一定期間以上滞納した場合など事業者からの解約条件はどうなっているか？
- サービス提供によって利用者に損害を与えた場合の賠償義務が明記されているか？
- 利用者及び利用者の家族に関する秘密や個人情報が保持されるようになっているか？
- 苦情対応窓口は明らかになっているか？

# 「地域包括支援センター」を

## 地域包括支援センターとは？

- 高齢者が、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を続けていくためには、できる限り介護が必要な状態とならないようにサービスを適切に確保するとともに、介護が必要になっても利用者の要望や心身の状態の変化に応じて、サービスが途切れることなく提供される体制が必要です。
- 「地域包括支援センター」は、このような体制を支える中核拠点です。また、どのようなサービスを利用したらよいかわからない方に対して、その要望に適切に対応できる総合窓口です。介護に関する悩みやご心配ごとのほか、健康や福祉、医療に関するさまざまな支援を行っています。お気軽にご利用ください。

## どんなことをするの？

### 自立した生活ができるように介護予防をすすめます。

- 介護が必要な状態になることを予防するために行われる「介護予防サービス」の適切な実施のために、サービス利用計画（ケアプラン）の作成を行い、サービス実施後に効果を評価し、必要に応じてプランの見直しなどを行います。
- 要介護認定において要支援1・2と認定された方や、介護が必要となるおそれがある方が対象となります。

### 介護に関する悩みなどさまざまな相談に応じます。

- 高齢者のみなさんやその家族、地域住民の方などから様々な相談を受けたり、高齢者のみなさんのお宅を個別訪問して、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービスにつなぎます。
- 介護に関する相談のほか、福祉や医療など、すべての高齢者のみなさんに関するさまざまな相談を受け付けています。

**地域包括支援センター**

### 高齢者のみなさんの権利を守ります。

- 消費者被害への対応、成年後見制度※の利用支援、高齢者の虐待防止や早期発見・早期対応など、高齢者のみなさんの権利擁護に取り組んでいます。

※成年後見制度については、12ページのQ&Aをご覧ください。

### 地域の連携を強めます。

- 高齢者の心身の状態やその変化に合わせて、途切れることなく必要なサービスが提供されるように、ケアマネジャーへの指導・助言を行うとともに、包括的・継続的支援が可能な充実したケア体制をつくるために、医療機関など関係機関との調整を行います。

# 利用しましょう！

## どんなスタッフがいるの？

- 地域包括支援センターには、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などの専門職が在籍しています。これらの専門職が相互に連携して業務に取り組みます。

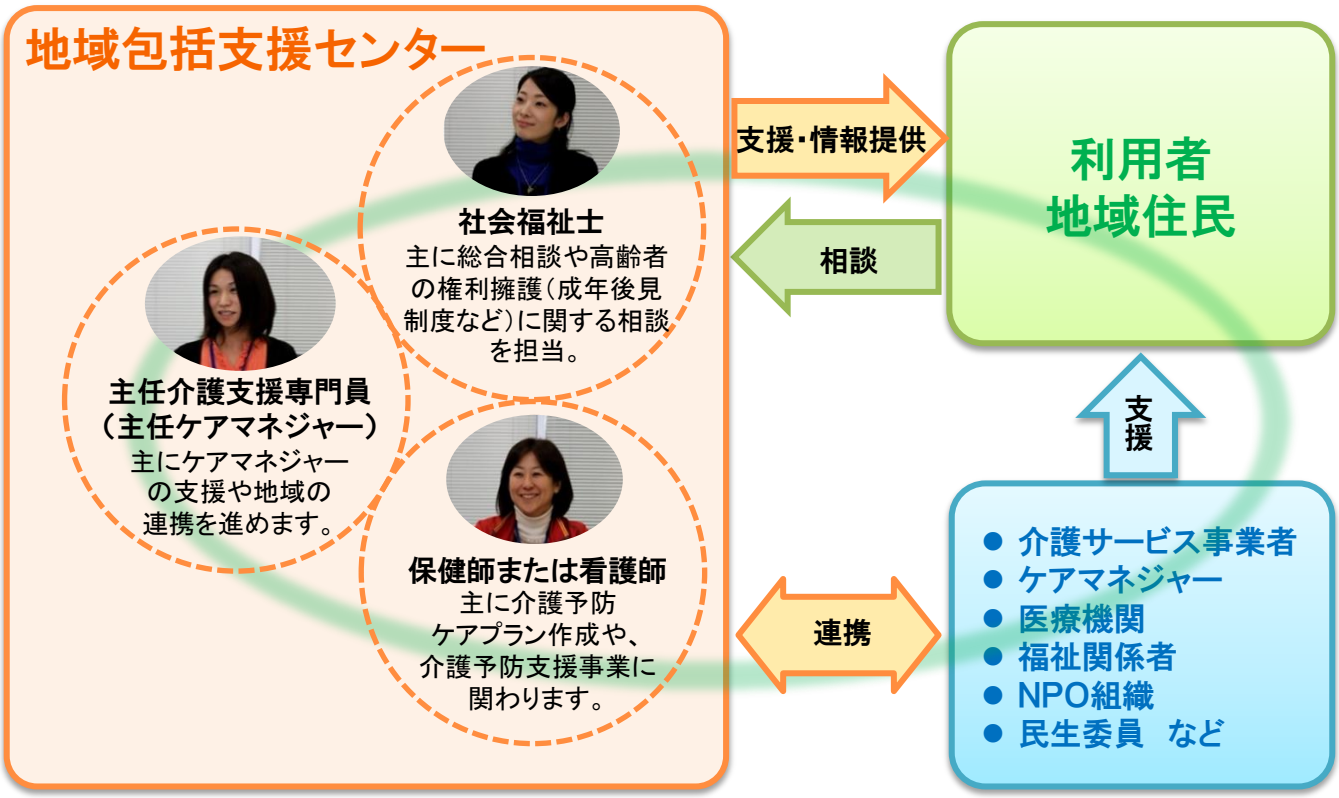


## どんなことでも、ぜひご相談ください。

介護保険のことがよくわからない。

足の筋力が衰えているので、介護予防プログラムを受けたいのだが･･･。

ご近所の一人暮らしの高齢者が心配で･･･。

要介護認定の申請を頼みたい。

要介護認定では非該当（自立）と認定されたが、体力に不安がある。

要介護支援1と認定されたので、介護予防プランを作りたい。

元気で生活できているいまの状態をなるべく維持したい。

高額な〇〇を買わされて困っている。どうしよう。

認知症の母の徘徊がひどく困っているが、何かよいサービスはないのだろうか。

# 地域包括支援センター　Q&A

介護サービスについて、相談・苦情があるときは・・・

**まずは、担当のケアマネジャーや「地域包括支援センター」に相談してみましょう。**

- 介護（介護予防）サービスを利用していて、困ったことや相談したいことがあったら、早めに事業者に話して解決するようにしましょう。
- 介護保険の「介護サービス」を利用する方は、利用する居宅介護支援事業者のケアマネジャーに、また「介護予防サービス」を利用する方は、地域包括支援センターの保健師などに、サービスを利用していて気づいた点や不明な点をいつでも何でも話し、信頼関係を築いておくと安心です。
- また、地域包括支援センターは、サービス提供事業者との間に生じたトラブルの相談受付や調整も行っています。

## よくあるご質問（Q&A）

**Q　地域包括支援センターは各市町村と関係があるの？**

**A**　地域包括支援センターは、高齢者のみなさんがいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、各市町村が設置した高齢者支援拠点であり、高齢者の総合相談窓口です。

**Q　介護予防ケアプランの作成の費用はいくらかかるの？**

**A**　介護予防ケアプラン（介護予防サービス利用計画）の作成および相談は無料です。
（全額を介護保険で負担します。）

**Q　相談は有料なの？**

**A**　地域包括支援センターは、無料で相談を受けています。

**Q　成年後見制度ってなんですか？**

**A**　不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所などに関する契約といった場面において、認知症などにより、適切な判断をすることが難しくなった人を支援する制度。

不利益をこうむったり、悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守ります。

## Q 平日は仕事で相談に行けません。土日や夜間は営業していますか？

**A**

- 営業時間は、それぞれの地域包括支援センターによって異なります。お近くの地域包括支援センターにお問い合わせください。
- 直接行けない場合は、電話相談も行っていますので、まずは電話でご相談ください。

所在地や電話番号は
こちらで検索できます。

## Q 相談に行きたいが、最寄りの地域包括支援センターはどこにあるの？

**A**

- お住まいの市町村の地域包括支援センター担当窓口（担当課）にお問い合わせください。
- 介護に関する総合情報サイト**「介護情報サービスかながわ」**では、お住まいの住所から、お近くの「地域包括支援センター」の名称、運営主体、住所、電話番号、地図などを検索できます。ぜひアクセスしてみてください。

**「介護情報サービスかながわ」**
http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/

地域包括支援センター をクリック！

市区町村名・町名から、最寄りの地域包括支援センターの名称、電話番号等が検索できます。

お住まいの**市区町村の介護保険担当窓口**、およびお近くの**「地域包括支援センター」の電話番号**を確認し、控えておきましょう。

◆本ガイドブック裏表紙の電話番号記入欄をご利用ください◆

厚生労働省資料より抜粋

# 介護保険制度改正のポイント

## 1 一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割になります。

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方にご負担いただくことが必要です。　この利用者負担について、これまでは所得にかかわらず一律にサービス費の1割としていましたが、団塊の世代の方が皆 75 歳以上となる 2025 年以降にも持続可能な制度 とするため、65 歳以上の方（第1号被保険者）のうち、一定以上の所得がある方にはサー ビス費の2割をご負担いただくことになります。

### Q 2割負担になるのはどういう人ですか？

**A**

**65 歳以上の方**で、合計所得金額 が 160 万円以上の方です（**単身で年金収入のみの場合、年収 280 万円以上**）。

ただし、合計所得金額 が 160 万円以上であっても、実際の収入が 280 万円に満たないケースや 65 歳以上の方が2人以上いる世帯 で収入が低いケースがあることを考慮し、世帯の 65 歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で 280 万円、2人以上の世帯で 346 万円未満の場合は1割負担になります。

**〈利用者負担の判定の流れ〉**

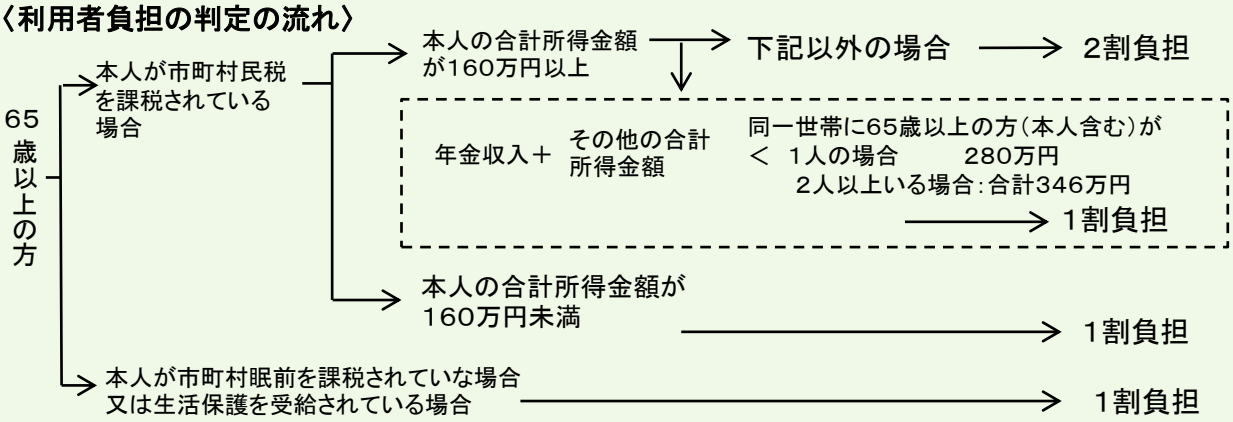


### Q どうやって自分の負担割合を知ることができるのですか？

**A**

利用者負担が1割の方も2割の方も、**市区町村から負担割合が記された証（負担割合証）が交付**されます。

この負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用するときは、**必ず2枚一緒にサービス事業者や施設にご提出ください。**

介護保険負担割合証

交付年月日　年　月　日

被保険者

番号

住所

フリガナ

氏名

生年月日　明治・大正・昭和　年　月　日　性別　男・女

利用者負担の割合

適用期間

割　開始年月日　平成　年　月　日
　　終了年月日　平成　年　月　日

割　開始年月日　平成　年　月　日
　　終了年月日　平成　年　月　日

保険者番号並びに保険者の名称及び印

割合証はイメージです。

# 2 月々の負担の上限（高額介護サービス費の基準）が変わります。

## Q 高額介護サービス費とはどういう制度ですか？

**A**

介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には、月々の負担の上限が設定されています。1ヵ月に支払った利用者の負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻されます。一般的な所得の方の負担の上限は 37,200 円です。

| 区　　分 | 負担の上限（月額） |
|---|---|
| 現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方 | 44,400 円（世帯）※〈新 設〉 |
| 世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方 | 37,200 円（世帯） |
| 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方 | 24,600 円（世帯） |
| ・老齢福祉年金を受給している方<br>・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間 80 万円以下の方等 | 24,600 円（世帯）<br>15,000 円（個人）※ |
| 生活保護を受給している方等 | 15,000 円（個人） |

## Q どんな改正が行われるのですか？

**A**

特に所得の高い現役並み所得相当の方がいる世帯の方については、相応のご負担をお願いするため、**負担の上限が 37,200 円（月額）から 44,400 円（月額）**に引き上げられました。

## Q 負担の上限の引き上げの対象者はどのような人ですか？

**A**

同一世帯内に課税所得145 万円以上の 65 歳以上の方がいる場合に対象になります。

ただし、同一世帯内に 65 歳以上の方が1人の場合は、その方の収入が 383 万円未満、同一世帯内に 65 歳以上の方が2人以上いる場合は、それらの方の収入の合計額が 520 万円未満である場合には、**その旨を市区町村にあらかじめ申請することで 37,200 円になります。**

# 3 介護予防・日常生活支援総合事業が始まります。

介護サービスを利用する場合には**要支援1・2の方**に全国一律の基準で介護予防サービスとして提供されている「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」は、市町村が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行します。移行に伴い、これまでのホームヘルパーなどによる専門的なサービスに加えて、NPO・民間企業・ボランティアなど地域の多様な主体による新たな生活支援サービスが高齢者を支援します。

## Q どんな生活支援がありますか？

**A**

例えば、体調が悪くてゴミ出しが大変な方には、ご近所の支え合いの中で、ごみ出しのお手伝いをしていただくこともできます。買い物やご飯の支度に困ってる方には、有償ボランティアによる家事支援の利用や、お弁当をお声掛けしながら、手渡しでお届けするサービスなどがあります。

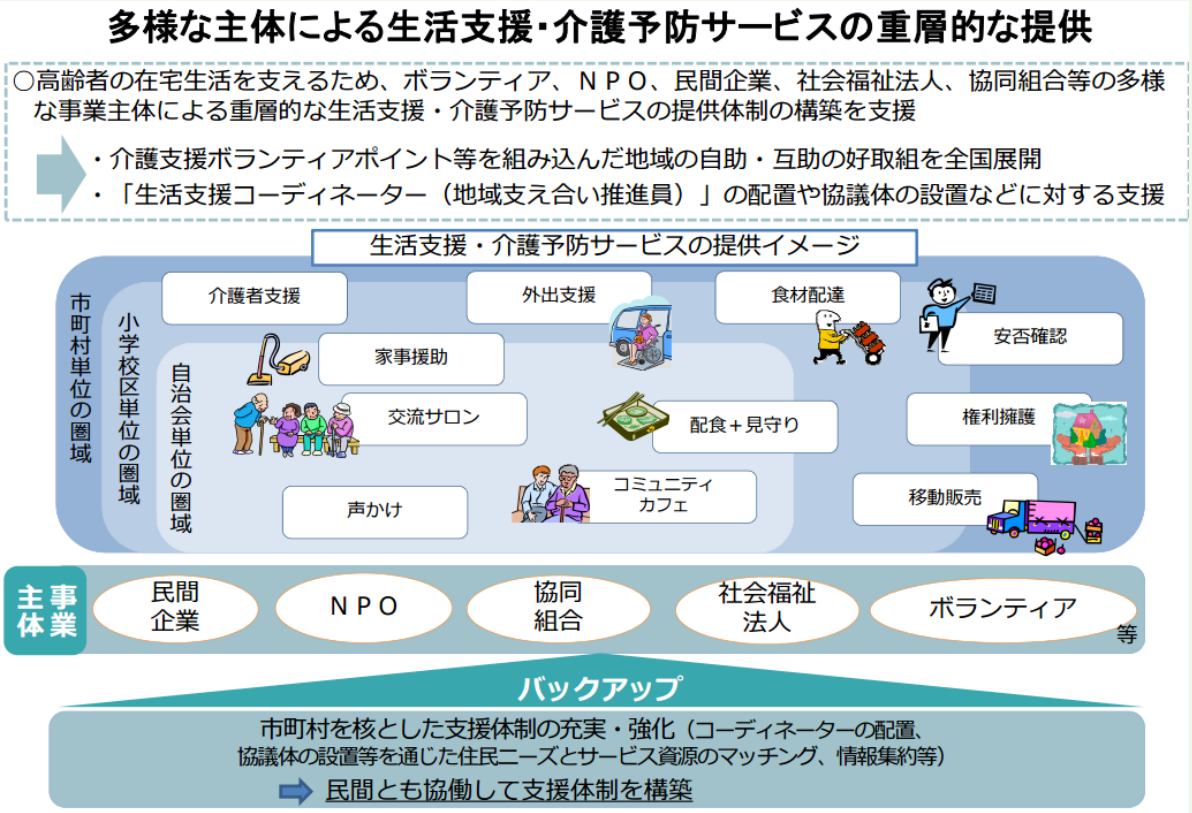


図：厚生労働省資料抜粋

## Q 現在、ホームヘルプやデイサービスを利用していますが、継続利用できますか？

**A**

利用者の希望などを踏まえた、地域包括支援センターなどのケアマネジメントで、専門職による支援が必要と判断された場合は、引き続き従来型の「介護予防訪問介護」や「介護予防通所介護」を利用することができます。

## Q 現在、ホームヘルプやデイサービスを利用していますが、継続利用できますか？

**A** 利用者の希望などを踏まえた、地域包括支援センターなどのケアマネジメントで、専門職による支援が必要と判断された場合は、引き続き従来型の「介護予防訪問介護」や「介護予防通所介護」を利用することができます。

## Q 地域包括ケアシステムが出来るとどうなるの？

**A** 厚生労働省においては、2025年（平成37年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。

### 地域包括ケアシステムの構築について

○ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**。

○ 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。

○ 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**。

○ 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要。

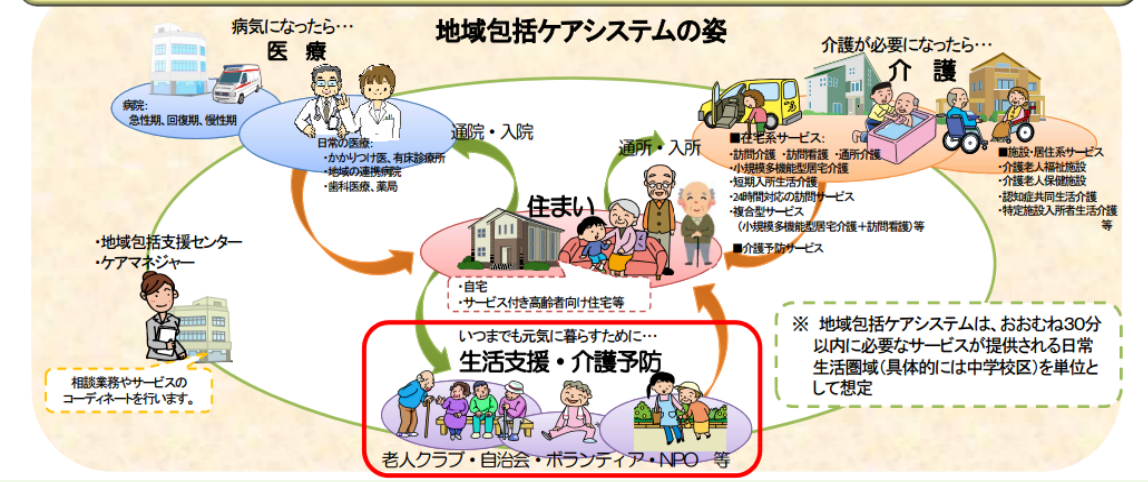


図：厚生労働省資料抜粋

**ご不明な点は、お近くの地域包括支援センター、またはお住まいの各市区町村にお問い合わせください。**

## ケアプランは介護サービスの基本設計図

# サービス利用の前に、ケアプランを

介護サービスを利用する前に、ケアプラン（要介護の方）あるいは介護予防ケアプラン（要支援の方）を作成する必要があります。

### ケアプランとは？

- ケアプランは正式には「居宅サービス計画書」といい、要支援、要介護に認定された本人や家族の希望に沿った介護サービスを適切に利用できるように、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し、利用する介護（予防）サービスの種類や内容を定めた介護サービスの利用計画のことです。
- ケアプランは居宅介護支援事業者（ケアプラン作成機関）、ケアマネジャーに作成を依頼することができます。要支援の方は、地域包括支援センターで相談しながら作成します。ケアプランは、利用者の心身の状態の変化などに配慮し、常に適切なサービスが利用できるように随時見直し変更されます。
- ケアプランは、介護サービスを有効的に行っていくために作成されるだけではなく、介護保険給付（介護費用）を管理するという2次的な機能ももっています。

以下のケアプラン・介護予防ケアプランの作成およびサービス利用についての相談は、全額介護保険で負担するサービスです。

### 居宅介護支援　ケアプランの作成・相談【要介護1～5の方】

- 介護支援専門員（ケアマネジャー）による支援のことです。
- 要介護状態の方の自宅を訪問し、本人や家族の状況や希望を把握し（アセスメント）、自立支援とQOL（生活の質）の向上を目的としたケアプランの原案を利用者と一緒に考えながら作成します。
- 居宅サービスなどを適切に利用できるように、心身の状況・環境・本人の希望などをもとに、居宅介護支援事業者がケアプランを作成し、サービス提供事業者との連絡調整などを行います。

ケアマネジャーが自宅を訪問し、本人、家族とケアプランについて話し合います。

### 介護予防支援　介護予防ケアプランの作成・相談【要支援1・2の方】

- 地域包括支援センターの職員が中心となり、介護予防ケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護予防サービスを利用できるよう支援します。
- 要支援状態の悪化防止や改善に重点を置き、利用者の自立に役立つ介護予防サービスが提供されるよう、目標を定め、地域包括支援センターがケアプランを作成します。

介護予防ケアプランについての相談

# 作成しましょう！

## 「ケアマネジャー」ってどんな人？

- **ケアマネジャー**は正式には「介護支援専門員」といい、居宅介護支援事業者に所属しています。2000年4月から始まった「介護保険制度」において、要支援または要介護と認定された人が、適切な介護サービスを受けられるようにするために、ケアプランを作成する専門職のことです。

- 介護保険制度の仕組みは複雑なため、介護が必要になっても介護サービス事業所へ行くとすぐにサービスを受けられるわけではありません。介護サービス事業所で介護サービスを受けるためには、ケアマネジャーに、ケアプランを作成してもらう必要があります。このあたりが、医療保険とは違うところです。

- 介護を要する方の状況や、家族がどんなことに困っているのかを理解し、計画を立て、必要なサービスを受けられるようにサービス事業者へ手配するのが、ケアマネジャーの仕事です。ケアマネジャーは、介護保険制度の中でも、中核を担う役割を持っている職種なのです。

- 利用者がケアマネジャーを選ぶことができますし、替えることもできます。その場合はお住まいの市町村の介護保険担当窓口や最寄りの地域包括支援センターに相談しましょう。

**【ケアマネジャーの役割】**

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価と計画の見直し

## 納得いくケアプランを作成するために

- ケアプランはこれからの生活の設計図。目標の達成につながるサービスがきちんと組み込まれていることが大切です。
- ケアプランを作成することは、どんな生活を送りたいかをよく考えるきっかけにもなります。「全て担当のケアマネジャーにお任せ」というのではなく、利用者や家族の希望をケアマネジャーにはっきり伝えることが大切です。
- サービス利用開始から一定期間後、目標が達成されているか評価します。サービス利用の途中でも「自分の生活に合わない」「改善が見られない」という場合は、ケアプランの見直しができますので、遠慮なくケアマネジャーに相談してください。

適切な介護サービスを知る、くらべる、選ぶ。

# 「介護情報サービスかながわ」を

## 介護サービスを選ぶ

- **介護保険は、基本的に利用者が事業者を選択して介護サービスを利用する仕組み**です。
- どのようなサービスを、どの事業者から受けるか迷ったら、まず、お住まいの市町村の窓口や「地域包括支援センター」に相談しましょう。
- 介護サービスについては、自分に合った、より良い事業者を選択できるよう、以下のような情報提供の仕組み**「介護サービス情報の公表」制度**が設けられています。
- 既に介護支援専門員（ケアマネジャー）が決まっている場合は、介護支援専門員に相談しながら、サービスを選択していきましょう。

## 「介護サービス情報の公表」制度って？

- **「介護サービス情報の公表」制度**は、**「利用者による介護サービス事業所の選択を支援する」**ことを目的として、都道府県内の事業所の比較検討が可能となるよう、介護サービス（事業所）の種類ごとに共通の項目の情報が定期的に公表される仕組みです。この仕組みにより、全ての介護サービス提供事業者・施設は、決められた項目に沿った情報を公開することが義務づけられています。

## 公表情報は「介護情報サービスかながわ」で簡単に入手できます

- **介護保険は「利用者本位」が原則**です。利用者の意思が最も尊重されますので、介護サービス（事業所）選択にあたって、**自分なりに情報を集めることはとても大切なことです。**
- 「介護サービス情報の公表」制度の情報をはじめ、**県内全て（21,000件）の介護サービス事業所、施設の情報**は、比較検討して選択できるよう、介護に関する総合情報サイト**「介護情報サービスかながわ」**で、いつでも、だれでも、閲覧できます。インターネットが使える方は、ぜひ参考にしてください。 ⇒ 事業所・施設情報の検索方法は18～19ページをご覧ください。

**全国の介護事業所を検索するなら**

検索

# 活用しましょう！

## 「介護情報サービスかながわ」とは？

県内の介護サービス事業所・施設の公表情報はもちろんのこと、介護（サービス）について「利用したい」「知りたい」「学びたい」とお考えの高齢者はじめ県民の介護情報ニーズの応える**『介護に関する総合情報サイト』**です。

「介護情報サービスかながわ」のトップページ

## こんな時にお役に立ちます！

- 自宅近くのデイサービスに通いたいけど、どの事業所を選んでいいのかわからない！
- 事業所の公表情報と実際に利用しているサービスを比較したい！
- 介護保険サービスについてよくわからないので、相談窓口を知りたい！
  **⇒最寄りの地域包括支援センターの連絡先を検索できます。**
- 自宅の近くにどんな病院があるか知りたい！

- そもそもどんな介護保険サービスがあるのか、具体的に知りたい！
  **⇒各サービスを動画、写真つきで紹介**
- 介護保険制度について知りたい！
- 介護保険サービスを利用したいが、手続きはどうすればいいの？
- 介護サービス情報の公表制度について知りたい！

- 介護について勉強したい！
- 介護の仕事がしたい！
- ボランティアがしたい！・・・など

- 最寄りの**「地域包括支援センター」の所在地や電話番号、居住地の市町村の担当窓口の電話番号や独自に実施するサービス**などについて知りたい！

**自分でインターネットが使えない場合は？**

自分で操作しなくても、ご家族や介護支援専門員（ケアマネジャー）などを通じて入手することができます。相談してみましょう。

# どんな介護事業所か知りたい・・・

## 1 「介護　かながわ」と入力し、検索します。

## 2 「介護情報サービスかながわ」と表示されている箇所をクリックします。

注: その下の「介護事業所を検索」でもOK!!

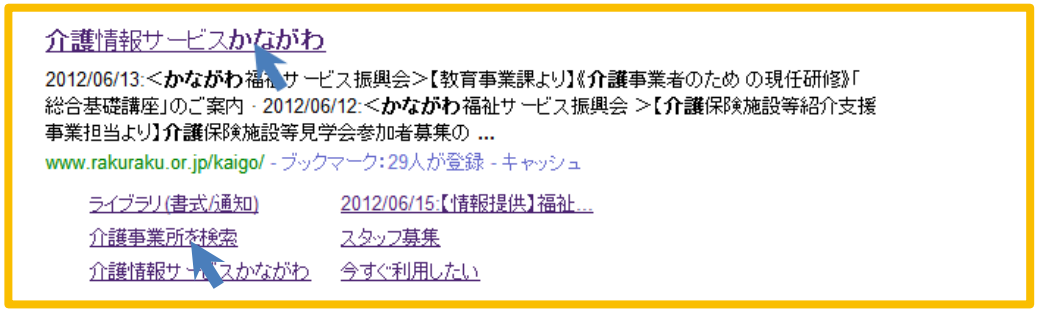


## 3 「介護情報サービスかながわ」のトップページが表示されます。

（URL→http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/）

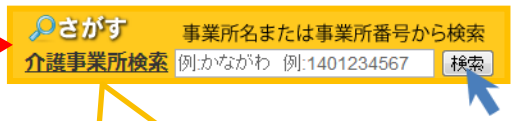


- 介護サービス事業所名や、指定事業所番号で、すぐに見たい事業所の詳細情報をご覧いただけます。

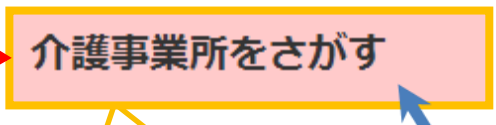


- 介護サービス、地域等を指定して、調べたい介護事業所を検索することができます。
- 地域の地図から探せます。

# 4

- 介護事業所をさがす をクリックし、検索条件画面（下図）を表示します。
- 必要箇所に☑や文字を入力し、上記条件で検索 をクリックすると検索結果が表示されます。

## サービス・住所などから探す

住所、お問合せ先等から介護の専門的な情報まで、知りたい事業所の情報を、地図付のページで確認。

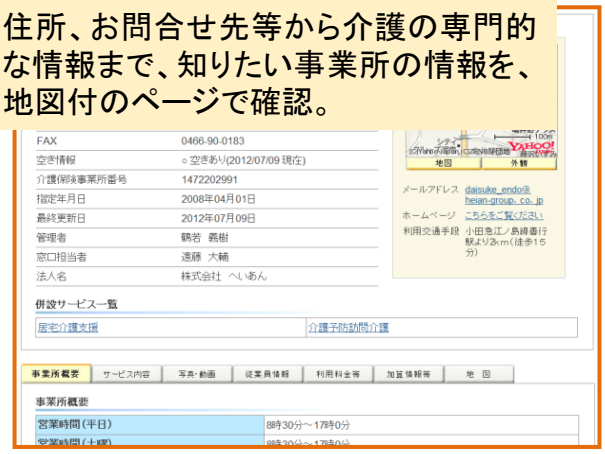


事業所のスタッフが、動画や写真で、ご紹介します。

施設の外観、サービスの様子や食事の詳細などが満載。

## 地図から探す

市町村名を地図でクリック

事業所がマークされた地図

全国の介護事業所の検索ができます。 介護サービス情報公表システム 検索

# 自宅で生活しながら受けるサービス

- 自宅を中心に利用するサービスです。**「訪問を受ける」「施設に通う」「短期間施設に入所する」**など、さまざまな種類のサービスが用意されています。これらのサービスの中から、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できます。
- サービスのうち、地域密着型のサービスは、住み慣れた地域で、多様で柔軟なサービスを提供するための枠組みです。事業所の指定や指導監督を市町村で行うため、原則として事業所のある市町村在住の方が対象となります。（★印のついたサービス）
- 地域密着型サービス以外のサービスは他市区町村にある事業所や施設の利用も可能です。
- １回あたりの介護保険自己負担額は、１割負担の場合の目安です。

## 自宅で受けるサービス　★印は地域密着型サービス

### 訪問介護（ホームヘルプ）

訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、自立支援を目的として食事や排泄の介助・着替え・清拭（身体を蒸タオルなどで拭くこと）・入浴・移動・服薬・通院介助などの身体介護や、買い物・洗濯・掃除・ベッドメイク・調理・薬の受け取りなどの生活援助を行うサービスです。

**※1回あたりの介護保険自己負担額1割の目安**
- 身体介護　30分以上1時間未満　400円～460円
- 生活援助　20分以上45分未満　190円～220円

### 訪問入浴介護

入浴が困難な要介護状態の方の自宅に、看護職と介護職の合計３名（要支援の場合は２名）が１チームとなって訪問し、居室内に浴槽を運び込み、看護職等の健康チェックを受けた上で、浴槽内で洗髪・洗体などの入浴介助を受けるサービスです。

**※1回あたりの介護保険自己負担額1割の目安**
- 入浴　1,250円～1,410円

### 訪問リハビリテーション

在宅で要介護状態であり、心身機能の維持・回復のために主治医が必要と認めた方に、理学療法士（PT）・作業療法士（OT）・言語聴覚士（ST）等が自宅を訪問してリハビリを行うサービスです。
※ 在宅で要介護１～５の方が対象です。要支援１・２の方は介護予防訪問リハビリテーションの対象となります。

**※1回あたりの介護保険自己負担額1割の目安**
1回20分目安　305円（他サービス加算がつく場合があります。）

## 定期巡回・随時対応型訪問介護看護★

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、１日数回、利用者の生活時間にあわせて訪問します。排泄介助、体位変換、移動介助等について30分未満の短時間で行う定期巡回訪問と、利用者からの通報により、電話やICT機器等による対応・訪問など随時の対応を行います。サービスの対象者は要介護者のみとなります。

**図：定期巡回・随時対応型訪問介護看護のイメージ**

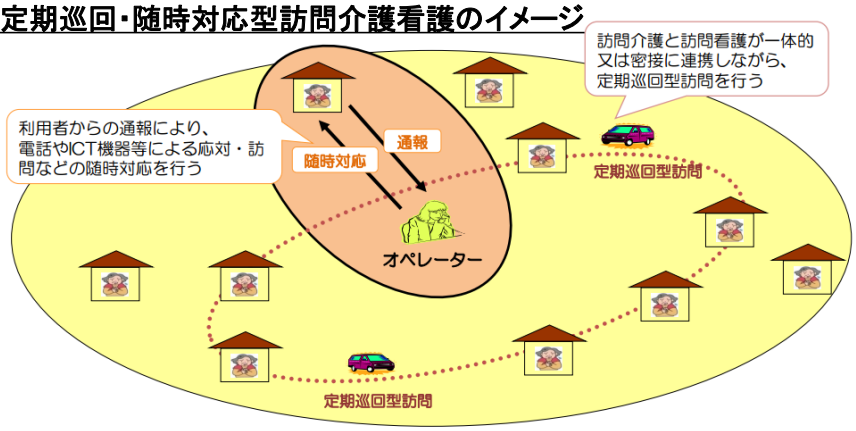


**※1ヶ月あたりの介護保険**
**自己負担額1割の目安**
訪問看護サービスを行わない場合
6,900円～27,900円

訪問看護サービスを行う場合
9,600円～31,800円

## 夜間対応型訪問介護★

要介護状態の方の自宅に、介護福祉士その他の厚生労働省令で定める訪問介護員（ホームヘルパー）が、自立支援を目的として夜間の定期的な巡回による訪問介護サービスと、利用者のケアコールに応じて随時調整・対応するオペレーションサービスを提供するものです。

**※介護保険自己負担額1割の目安**
基本料金1,000円（月額）＋　定期巡回1回350円
随時訪問1回580円

## 訪問看護

要介護状態で療養中の方の自宅に、主治医の指示により病院・診療所・訪問看護ステーションの看護師等が訪問し、健康チェック・医学的処置・服薬管理・助言などを行うサービスです。

**※1回あたりの介護保険自己負担額1割の目安**
30分未満　　430円～640円

## 居宅療養管理指導

在宅で要介護状態であり、通院が困難な方の自宅に、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士・看護師などが訪問し、療養中の指導や助言をするサービスです。
また担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）に対し、ケアプラン（居宅サービス計画）策定に必要な情報提供も行います。

**※1回あたりの介護保険自己負担額1割の目安**
500円～550円

**※　各サービスの介護保険自己負担金額はあくまで目安です。詳しくは「介護情報サービスかながわ」にアクセスし、利用したい介護事業所・施設の情報（利用料金）を検索するとともに、直接各事業所・施設にお問合せください。**

# 自宅で生活しながら受けるサービス

## 施設などに出かけて受けるサービス　★印は地域密着型サービス

### 通所介護

在宅で要介護状態の方が、デイサービス事業所等に通い、日帰りで健康チェック・入浴・食事・機能訓練などを受けるサービスです。
一人では外出が困難な方や閉じこもりがちな方などのための社会参加・交流の場としての位置づけと、利用者の在宅生活を継続していくために家族の介護負担を軽減するという側面的役割もあります。

**※1日あたりの介護保険自己負担額1割の目安**
700円～1,300円（食事代は別で全額自己負担となります。）

### 通所リハビリテーション

在宅の要介護状態の方で、心身の機能の維持・回復のために主治医が必要と認めた方が、理学療法士（PT）や作業療法士（OT）等のいる介護老人保健施設・病院・診療所等に通い、日帰りでリハビリを受けるサービスです。
健康チェック・入浴・食事などの提供もあります。
リハビリに加え社会交流の場としての位置づけと、利用者の在宅生活を継続していくために家族の介護負担を軽減するという側面的役割もあります。

**※1日あたりの介護保険自己負担額1割の目安**
提供時間6～8時間　700円～1,400円（食事代・入浴等は別で全額自己負担となります。）

### 認知症対応型通所介護★

在宅で介護が必要な認知症の方が、特別養護老人ホームや認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の供用スペースなどを活用して、少人数で家庭的な雰囲気の中、日帰りで健康チェック・入浴・食事の介助などを受けるサービスです。認知症の方の社会参加や家族以外との交流の場として、また家族の介護負担の軽減という役割もあります。

**※1日あたりの介護保険自己負担額1割の目安**
提供時間6～8時間　930円～1,400円（食事代・入浴等は別で全額自己負担となります。）

## 短期入所生活介護（ショートステイ）

在宅で要介護状態の方が、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間滞在し、食事・入浴・排泄・着替え・レクリエーションなどの日常生活の介護を受けるサービスです。
一人暮らしの方の自立支援と、家族の介護が一時的に困難になったときのレスパイトケア※としての役割があります。

※ レスパイトケアとは、在宅介護の要介護状態の方（利用者）が、福祉サービスなどを利用している間、介護をしている家族などが一時的に介護から解放され、休息をとれるようにする支援のこと。

**※1日あたりの介護保険自己負担額1割の目安**　　多床室　720円～1,100円

## 短期入所療養介護（ショートステイ）

在宅で要介護状態の方が、介護老人保健施設（老健）・医療施設等に短期間滞在し、医師・看護師・理学療法士（PT）等から医学的管理のもと、機能訓練や食事・入浴・排泄・着替えなど日常生活の支援を受けるサービスです。
家族の介護が一時的に困難になったときなどのレスパイトケア※としての役割があります。

※ レスパイトケアとは、在宅介護の要介護状態の方（利用者）が、福祉サービスなどを利用している間、介護をしている家族などが一時的に介護から解放され、休息をとれるようにする支援のこと。

**※1日あたりの介護保険自己負担額1割の目安**　　多床室　900円～1,200円

## 小規模多機能型居宅介護★

要介護・要支援の認定を受けた方などが、家庭的な雰囲気の中、住み慣れた地域で通所を中心に訪問や泊まりで介護を受けるサービスです。訪問や泊まりも、なじみのある通所事業所やスタッフがサービス提供をするため、安心感があります。
身近な地域にある事業所で、主に通所により食事や入浴、機能訓練などのサービスを受けます。また、利用者の状態や希望に応じて、同じ事業所が宿泊や随時の訪問サービスを提供することで、要介護度が重くなっても在宅での生活が継続できるように支援します。

**※1か月あたりの介護保険自己負担額1割の目安**
11,500円～28,500円（食事代・宿泊費などは別で全額自己負担になります。）

## 看護小規模多機能型居宅介護★

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の両サービスを組み合わせたもので、小規模多機能居宅介護の利用者の重度化や医療ニーズの増大に対応したサービスです。
小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する複合型事業所を創設することにより、利用者は、ニーズに応じて柔軟に、医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスなどの提供を受けられやすいようになりました。1つの事業所からサービスが組み合わされ提供されるため、サービス間の調整が行ないやすく、柔軟なサービス提供が可能となり、医療ニーズの高い要介護者への支援が充実しています。

**サービスのイメージ図**

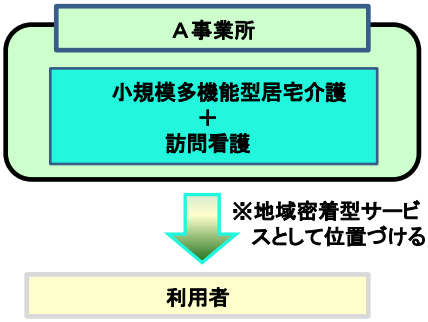


**※　各サービスの介護保険自己負担金額はあくまで目安です。詳しくは「介護情報サービスかながわ」にアクセスし、利用したい介護事業所・施設の情報（利用料金）を検索するとともに、直接各事業所・施設にお問合せください。**

# 施設で生活しながら受けるサービス

★印は地域密着型サービス

## 認知症対応型共同生活介護（認知症型グループホーム）★

認知症の方が、家庭的な雰囲気の中、５～９人で共同生活を送りながら、入所による日常生活の介護を受けるサービスです。居室（原則個室）・居間・食堂・浴室などがあり、家事をスタッフと一緒に行うなど役割を持つことで、認知症の進行を緩和し要介護状態になることを予防します。
原則として事業所のある市町村在住の方が対象となります。

**※1か月あたりの自己負担額の目安　。**
（介護保険1割負担分）25,000円～30,000円＋（居住費）60,000円～
なお、食費　およそ25,000円程度～別途、自己負担となります。

## 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）

介護付き有料老人ホームなどで一定条件を満たし介護保険の特定施設として指定を受けた施設に入所し、食事・入浴・排泄・レクリエーション等日常生活の介護や機能訓練などを受けるサービスです。
一人暮らしや家族の介護による在宅生活が困難な方が対象です。

**※1か月あたりの介護保険自己負担額の目安**
（介護保険１割負担分）6,100円～25,500円＋（家賃、管理費等）130,000円～
なお、食費　およそ60,000円程度～別途、自己負担となります。

## サービス付き高齢者向け住宅

住宅としての居室の広さや台所・水洗トイレ・収納設備浴室などの設備、バリアフリーといったハード面の一定の条件を備えています。また、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた賃貸等の住宅をいいます。
これらのサービスの他に、介護・医療・生活支援サービスが提供・併設されている場合があります。どのようなサービスが利用可能なのか、入居前に事業所の方から説明を聞き、比較検討することが大切です。

図：サービス付き高齢者向け住宅の概要

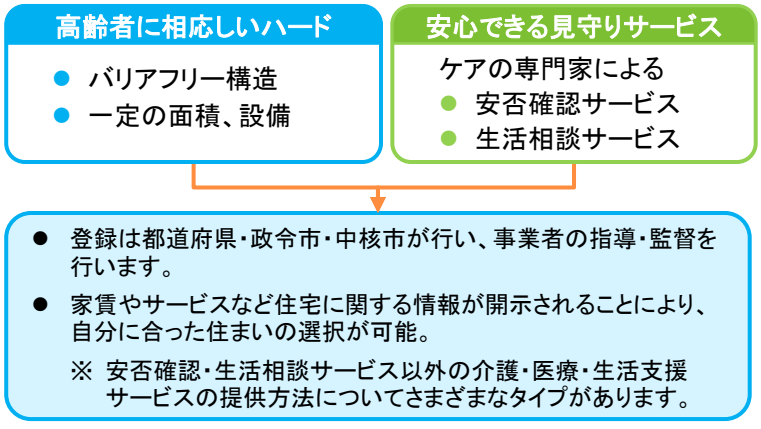


※ 国土交通省、厚生労働省が所管する「高齢者すまい法」の改正により23年10月から登録がスタートしています。

**※1か月あたりの介護保険自己負担額1割の目安**
6,100円～25,500円　（入居時の費用・月額利用料などは別料金）
・賃貸借契約となり、入居時に敷金・礼金（0円～数百万円）がかかります。その他、毎月の家賃・管理費・食費・水道光熱費・生活サービスの利用料などがかかります。（月額目安：10万円～30万円）

## 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

要介護状態の方が入所して、食事・入浴・排泄・着替え・レクリエーション等日常生活の介護を受ける施設です。常時介護が必要で、一人暮らしや家族の介護による在宅生活が困難な方が対象です。

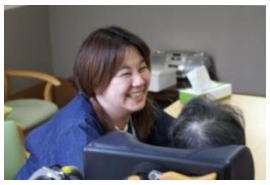

**※ 1か月あたりの自己負担額の目安**

- 多床室：（介護保険1割負担分）21,000円～29,000円＋（居住費）9,600円～
- ユニット型個室：（介護保1割負担分）21,000円～30,000円＋（居住費）60,000円～

なお、食費　50,000円前後は、別途、自己負担となります。

## 介護老人保健施設

病状が安定している要介護状態の方が、入所してリハビリテーションや食事・入浴・　排泄・着替え・レクリエーション等日常生活の介護を受け、在宅復帰を目指す施設です。
在宅復帰施設のため、自立した在宅生活ができる状態かどうかを定期的に専門スタッフが検討します。
入所にあたってもリハビリテーションの必要性や病状などから入所が可能かどうかの判定が行われます。

**※1か月あたりの自己負担額の目安**

- 多床室：（介護保険1割負分担）26,000円～33,000円＋（居住費）15,000円～
- ユニット型個室：（介護保険1割負担分）26,000円～33,000円＋（居住費）60,000円～

なお、食費　52,000円前後は、別途、自己負担となります。

## 介護療養型医療施設

療養病床と老人性認知症疾患療養病棟の2種類があります。
病状が安定している要介護状態の方が医療施設に入所して、療養病床は急性期の治療が終わったあと長期に療養が必要な方、老人性認知症疾患療養病棟は認知症の方を対象とし、それぞれ療養上の管理、機能訓練等の必要な医療を受けます。

**※1か月あたりの自己負担額の目安**

- 多床室：（介護保険1割負担分）24,000円～42,000円＋（居住費）9,600円～

なお、食費　50,000円前後は、別途、自己負担となります。

**※　各サービスの介護保険自己負担金額はあくまで目安です。詳しくは「介護情報サービスかながわ」にアクセスし、利用したい介護事業所・施設の情報（利用料金）を検索するとともに、直接各事業所・施設にお問合せください。**

# 生活環境を整えるサービス

## 福祉用具貸与

要介護状態の方が、日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りることができるサービスです。あらかじめケアプラン（居宅サービス計画）に組み込まれていることが必要です。

貸与品目は右の13種類ですが、要支援1・2、要介護1の方は、一定の例外となる場合以外は原則として1～8は使えません。

**※1か月あたりの介護保険自己負担額1割の目安**
- 介助型車いす　250円～
- 特殊寝台（3モーター）1200円～

1. 車いす
2. 車いす付属品（クッション等）
3. 特殊寝台（介護ベッド）
4. 特殊寝台付属品（マットレス・柵など）
5. 床ずれ防止用具（エアーマット等）
6. 体位変換器（起き上がり補助装置含む）
7. 認知症老人徘徊感知機器
8. 移動用リフト
9. 手すり（工事不要のもの）
10. スロープ（工事不要のもの）
11. 歩行器
12. 歩行補助杖（一般的なT字杖は除く）
13. 自動排泄処理装置

## 特定福祉用具購入

要介護状態の方が、日常生活の自立を助けるための福祉用具のうち、排泄・入浴など貸与になじまないものを購入し、払った金額の9割を払い戻しできるサービスです。あらかじめケアプラン（居宅サービス計画）に組み込まれていることが必要です。購入できる品目は以下の5種類です。

1. 腰掛便座（ポータブルトイレ）
2. 自動排泄処理装置の交換可能部品
3. 入浴補助具（シャワーチェア等）
4. 簡易浴槽
5. 移動用リフトの吊り具

左：ポータブルトイレ
右：入浴用イス

浴槽の手すり
（工事不要のもの）

## 住宅改修

在宅の要介護者または要支援者が、自立支援や介護予防を目的とした住宅の改修を行った場合に、20万円を限度として払った金額の9割（18万円）が払い戻されるサービスです。

住宅改修を行なう前に市町村へ住宅改修申請書等を提出する必要があります。詳細についてはお住まいの市町村へお問合せください。

対象となる工事は以下の通りです。

① 手すりの取り付け
② 段差の解消
③ 滑り防止やスムーズな移動のための床材・通路面の材料の変更
④ 引き戸などへの扉の取り換え（取り換えよりも安い場合は新設も可）
⑤ 和式から洋式などへの便器の取り換え
⑥ ①～⑤の工事のために必要と認められる工事

◆ 改修例1：玄関前の階段を木造にし、手すりを設置

改修前

改修後

◆ 改修例2：浴室の段差解消（すのこ設置の場合）

改修前

改修後

# 介護が必要とならないように・・・

「地域支援事業」とは、要介護認定で「非該当（自立）」と判定された方や、地域のすべての高齢者を対象に、要介護（要支援）状態にならないように予防するとともに、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に、各市町村が実施する事業です。大きく分けて、以下の3つに区分されます。

## 1 介護予防事業

- 介護予防事業は、心身機能の改善や環境の調整を通じて、高齢者の生活機能の向上や地域社会活動への参加を図ることにより、一人ひとりの生涯にわたる、生きがいのある生活・自己実現を目指す事業です。介護予防事業は以下の2種類があります。

① 元気な高齢者を対象に、生活機能の維持または向上に向けた取り組みを支援する**「一次予防事業」**

  - 高齢者全体を対象に地域でいきいきと活動的に暮らせるように、講演会や介護予防教室の開催、介護予防に関するボランティア育成などの活動

② 要介護状態等となるおそれがある高齢者を対象に、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう支援する**「二次予防事業」**

## 2 包括的支援事業

- 主に**地域包括支援センター**が実施する事業です。
- 「二次予防事業」対象者が要介護状態にならないように、本人の要望や心身の状況、その生活環境に応じて、適切な介護予防事業に参加できるよう支援します。（介護予防ケアマネジメント支援業務）
- 地域包括支援センターは、介護以外にも医療や健康、福祉・生活に関する悩みや相談に応じています。詳しくは、お近くの地域包括支援センターまでお問合せください。
（地域包括支援センターについては、10～13ページをご覧ください）

## 3 任意事業

- 地域の実情に応じて、各市町村が任意に実施する事業です。
  - 要介護者を介護する家族等を対象に、適切な介護知識・技術習得のための講座開催や、身体的・精神的・経済的負担軽減に向けた事業
  - 認知症高齢者の見守り・支援体制づくりのための事業（認知症に対する広報・啓発、認知症高齢者の訪問・見守り活動　など）
  - 見守り等の援助が必要な高齢者が自立した生活を継続できるよう、地域の関係機関やボランティアなどのネットワークなどを活用し、配食サービスなどを通じて定期的な安否確認を行う　など。
- 各市町村により、事業内容は異なります。具体的な事業内容については、お住まいの市区町村の担当窓口にお問合せください。

**具体的な事業について知りたい、利用（参加）したい方は、お近くの地域包括支援センター、またはお住まいの各市区町村にお問い合わせください。**

お住まいの市区町村の**「介護保険担当窓口」**、およびお近くの
**「地域包括支援センター」**の**電話番号**を確認し、控えておきましょう。

| | |
|---|---|
| お住まいの市区町村「介護保険担当窓口」 | 電話番号記入欄 |
| お近くの「地域包括支援センター」 | 電話番号記入欄 |

## 介護に関するお役立ち情報源　以下のワードで検索してください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 介護情報サービスかながわ | 介護　かながわ | 検索 | www.rakuraku.or.jp/kaigonavi |
| かながわ福祉サービス振興会 | かなふく | 検索 | www.kanafuku.jp |
| 神奈川県　高齢社会課 | 介護・高齢　神奈川県 | 検索 | |
| 厚生労働省　介護・高齢者福祉 | 厚労省　介護 | 検索 | |

# 福祉社会の新たなネットワーク構築に向けて

公益社団法人かながわ福祉サービス振興会は、平成9年3月に「民が創る新しい公共」を実現するために、公民連携のモデルとして誕生しました。
その基本理念は、福祉・介護サービスの振興と質の向上を図り、もって豊かな高齢社会を実現することにあります。
そのために、行政と民間企業・NPOが連携協働し、県民参加を得て地域の福祉力を高める活動を行っています。

介護についてわからないことは、
「介護情報サービスかながわ」をご覧ください。

**介護情報サービスかながわ**
www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/

介護　かながわ　検索

公益社団法人
かながわ福祉サービス振興会
〒231-0023　横浜市中区山下町23　日土地山下ビル9階
Tel.045-671-0294（代表）（FAX）045-671-0295